

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月2日
【発行者名】	プレミア投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 川守 祐市
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【事務連絡者氏名】	プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役業務運営本部長 駒井 厚生
【連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03-5772-8551（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下のとおり異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

本投資法人の主要な関係法人の異動

一般事務受託者（投資主名簿等管理人、特別口座の口座管理機関、会計事務等に関する一般事務受託者及び投資法人債に関する一般事務受託者）及び資産保管会社の異動

(1) 変更の理由

これまで本投資法人の一般事務受託者（投資主名簿等管理人、特別口座の口座管理機関、会計事務等に関する一般事務受託者及び投資法人債に関する一般事務受託者に限ります。以下同様です。）及び資産保管会社であった中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を消滅会社、住友信託銀行株式会社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）により解散し、住友信託銀行株式会社が本投資法人の上記の一般事務受託者及び資産保管会社の地位を承継しました。

また、住友信託銀行株式会社は、本合併後に平成24年4月1日付けで商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更しました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

(2) 主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

①主要な関係法人の名称

主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額

中央三井信託銀行株式会社：平成24年3月31日現在 399,697百万円

三井住友信託銀行株式会社：平成24年4月1日現在 342,037百万円

③関係業務の概要

ア．投資主名簿等管理人、特別口座の口座管理機関及び投資法人債に関する一般事務受託者の業務について

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含み、以下「投信法」といいます。)第117条に定める一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号及び第6号、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含み、以下「投信法施行規則」といいます。)第169条第2項第1号、第3号乃至第5号。但し、投信法施行規則第169条第2項第3号乃至第5号のうち投信法第117条第4号に掲げるものを除きます。)として行う以下の業務。

①投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務

②投資証券の発行に関する事務

- ③投資主に対して分配する金銭の支払に関する事務
 - ④投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務(但し、機関運営に関する一般事務を除きます。)
 - ⑤投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務
 - ⑥投資法人債券の発行に関する事務
 - ⑦投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務
 - ⑧投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務(但し、機関運営に関する一般事務を除きます。)
- イ. 会計事務等に関する一般事務受託者の業務について
- 投信法第117条に定める一般事務受託者(投信法第117条第5号及び第6号、投信法律施行規則第169条第2項第6号及び第7号)として行う以下の業務。
- ①計算に関する事務
 - ②会計帳簿の作成に関する事務
 - ③納税に関する事務
- ウ. 資産保管会社の業務について
- 投信法第208条に定める資産保管会社として行う以下の業務。
- ①資産の保管に係る業務
 - ②資産の保管に係る業務に関連し又は付随する業務

(3) 異動の年月日

平成24年4月1日